

**第 1 4 回庄内南部地区合併協議会
会 議 録**

期 日：平成 1 6 年 2 月 5 日（木）

場 所：鶴 岡 市 中 央 公 民 館

第 1 4 回庄内南部地区合併協議会 会議録

日 時 平成 1 6 年 2 月 5 日 (木) 午後 1 時 0 0 分 ~

場 所 鶴岡市中央公民館 大視聴覚室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 新市まちづくりのビジョンについて

(2) 相違点の調整について

ア 一部事務組合等の取扱いについて

イ 第三セクターの取扱いについて

ウ 土地開発公社等の取扱いについて

(3) その他

4 閉 会

出席委員等

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名	
会 長	鶴岡市長	富塚 陽一	委 員	藤 島 町	町長	阿部 昇司
副会長	羽黒町長	中村 博信	委 員		議長	齋藤 久
副会長	鶴岡市議会議長	榎本 政規	委 員		議員	押井 喜一
副会長	温海町議会議長	佐藤甚一郎	委 員		識見を有する者	富樫 達喜
委 員	鶴 岡 市	議員	委 員	羽 黒 町	識見を有する者	伊藤 忠
委 員		議員	委 員		議長	山口 猛
委 員		助役	芳賀 肇	委 員	議員	富樫 栄一
委 員		識見を有する者	大瀧 常雄	委 員	識見を有する者	呼野 祝二
委 員		識見を有する者	竹内 峰子	委 員	識見を有する者	高橋 澤
委 員		識見を有する者	菅原 一浩			

役職名	区 分		氏 名	役職名	区 分		氏 名	
委 員	櫛引町	町長	難波 玉記	委 員	朝日村	村長	佐藤 征勝	
委 員		議長	菅原 元	委 員		議長	進藤 篤	
委 員		議員	遠藤 純夫	委 員		議員	井上 時夫	
委 員		識見を有する者	長南 源一	委 員		識見を有する者	渡部 長和	
委 員		識見を有する者	前田 藤吉	委 員		温海町	町長	佐藤 正明
委 員	三川町	町長	阿部 誠	委 員	温海町	議長	富樫 栄一	
委 員		議長	大滝助太郎	委 員		識見を有する者	齋藤 金一	
委 員		議員	須藤 栄弘	監査委員		朝日村監査委員		難波 鉄雄
委 員		識見を有する者	鈴木多右エ門	監査委員		羽黒町監査委員		清野 均
委 員		識見を有する者	鈴木 正士					

会長・委員 36名 監査委員2名

欠席委員 田村作美委員、佐藤喜久子委員

出席幹事職員

所 属 ・ 職 名	氏 名	所 属 ・ 職 名	氏 名
鶴岡市総務部合併対策室長	佐藤 智志	櫛引町市町村合併対策室合併対策主幹	佐久間忠勝
〃 総務課長	石塚 治人	三川町企画課長	三浦 久次
〃 調査計画主幹	斎藤 雅文	朝日村市町村合併対策室長	佐藤 靖法
藤島町企画課長兼合併対策室長	半澤 正昭	温海町企画観光商工課長	川畑 仁
羽黒町企画商工課長	金野 和夫		

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
事務局長	芳賀 肇	調査計画主査	今野 勝吉
事務局次長	佐藤 智志	調査計画主査	鈴木金右エ門
総務課長	石塚 治人	調査計画主査	本間 光夫
調査計画主幹	斎藤 雅文	総務係長	渡部 功
総務主査	成田 弘	調査計画係長	柳生 晃
総務主査	吉住 光正	主事	伊藤 弘治
調査計画主査	土田 宏一		

1 開 会（午後1時00分）

○芳賀 筆事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第14回庄内南部地区合併協議会を開会いたします。

2 会長あいさつ

○芳賀 筆事務局長 初めに、会長よりごあいさつをお願いいたします。

○富塚陽一会長 きょうは、委員の皆様大変お忙しいところを、またお寒いところをおいでいただきまして、誠にありがとうございます。予定のとおりきょう合併協議会を開会させていただきます。事務局の皆様ご苦労様でした。委員の皆様には本協議会を初め各専門小委員会でも随時おいでをいただいて、ご審議をいただいておりますが、日ごろからのご協議、ご審議に改めて厚く御礼を申し上げます。きょうもどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の協議題であります、新市まちづくりのビジョンについてと相違点の調整について、事務局でさらに検討してきたようでありますので、ビジョンは前回までにご協議をいただいた新市の基本理念、将来像、行政システムの再構築といったようなことに、今回改めて主要指標の見通し、主要施策についてのたたき台も合わせてご提案申し上げているようでありますので、どうぞ説明をお聞きいただいて、何なりとご質問、ご意見を活発にお出しただければありがたいと思います。

相違点の調整につきましては、現在専門小委員会で個別の事務事業の調整についてご協議をいただいておりますが、きょうは一部事務組合、第三セクター、土地開発公社といった他の市町村や外部の機関、団体などのかかわりがある事項について提案をさせていただきます。

以上二つの提案とも全体会できょうご協議いただきまして、きょうのご意見も踏まえつつ、その後で各専門小委員会にお諮りをして所掌分野ごとに分けてご協議いただきたいというふう存じておまして、合併協議会として事務局の意向も踏まえて、とりあえずのところでお話を申し上げさせていただきますと、今年度中に合併協議の大宗をまとめるということにしておりますので、残り2か月を切っておりますが、これからが審議の正念場ということでございますので、ぜひ委員の皆様にはどうぞ活発なご意見、ご討議をいただきながら、協議会として十分なまとめができますように特段のご協力を賜りたくお願い申し上げます、大変簡単でありますけれども、開会のごあいさつにさせていただきます。きょうもどうぞよろしくをお願いいたします。

3 議 事

（1）新市まちづくりのビジョンについて

○芳賀 筆事務局長 それでは、引き続き協議のほうに入らせていただきます。議長を会長よりよろしくをお願いいたします。

○富塚陽一会長 それでは、恒例に従いまして会の進行をさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

初めに、（1）の新市まちづくりのビジョンについて、事務局説明してください。

○佐藤智志事務局次長 それでは、事務局の佐藤でございますが、私からまちづくりのビジョンの素案修正版につきまして内容をご説明させていただきますので、お手元の資料をご覧いただきたいと存じます。

きょうは、新市の施策を少し整理したものを出资せていただいておりますので、少しお時間をいただいでご説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それでは、素案のまちづくりのビジョンの1でございますけれども、前回の第13回の合併協議会におきましていろいろご意見をいただきました点がございましたので、3点ほど基本理念、それから将来像のところで整理をいたしているものでございます。

第1点は、仮置きの新市の基本理念のコピーと申しますか、基本理念の言葉でありますけれども、どこの地域にも当てはまると、一般的で迫力に欠けるといふご指摘がございましたので、このところの下線のとおり、「出羽庄内に」といふ言葉を加えまして、南庄内のすばらしい多様な価値を新市においてさらに生かしていくといふ姿勢を強めて記載をいたしたらどうかといふことで、このとおりさせていただきますのでございます。また、従来の「新しい時代を開く」といふ言葉を「新しい時代のいのち輝く」といふふうにしたしまして、より人間的な観点と申しますか、そうした表現に変えさせていただきます。これは、ただ今も申し上げたとおり仮置きといふことでございますので、さらにご意見をいただいで強化をしてみたいといふふうにご存じております。

第2点は、この基本理念の文言のところでございますけれども、前回基本的な人権といふことについて触れたらどうかといふご指摘もございましたので、このとおり常にこの基本理念をこころがけ、基本的な人権が尊重され、真に人間らしい生活ができる地域といふことで、補強追加をさせていただきます。

それから、2枚目をお開き願ひたいと思ひますが、ビジョン2のほうで、行政システムの再構築の関係でございますけれども、いろいろ重要な課題が書いてあるといふことで、その基本目標なり基本理念との関係はどうかといふご指摘がございましたので、このことにつきましては、矢印のところでございますけれども、「基本目標の実現に向けて」といふことで、文言を挿入いたしておりますけれども、新市の基本目標と行政システムの再構築の関係がよりはっきりわかるように、その間にこうした表現を挿入いたしまして、基本目標、基本理念を実現するためにこうした行政システムの再構築を図っていくといふことでの関連性をよりはっきりわかるようにさせていただきますといふ内容であります。

次に、まちづくりのビジョンの3といふことで、3枚目をお開き願ひたいと存じますが、主要指標の見通しでございます。建設計画は、合併後10年間を見通した計画を作成するといふ予定でございますけれども、その期間に対応するいろいろな主要指標の見通しにつきまして、今回お示しをさせていただきます。

最初に、推計方法でありますけれども、年末に国立社会保障・人口問題研究所といふ国の機関でございますけれども、そちらのほうから2030年の推計人口が発表されておりますので、それをベースに合併10年後の人口関連指標等を見通しを整理いたしたといふ内容でございます。結論的には、新市における産業振興施策の展開によ

る新規雇用者、それからその家族などの政策的なインパクトを加えまして、推計データを作成いたしましたものでございます。

そこで、総人口でございますけれども、ここに記載のとおり平成12年の国勢調査では15万5,425人ということでございますけれども、ただ今申し上げました人口問題研究所の平成27年の当南部地区の推計人口によりますと、14万1,228人に減少するという推計値が出されております。これは国のかなり確かな機関でございますので、それをベースにいたしましたわけでありまして、それにただ今申し上げましたとおり新市での企業でありますとか研究所あるいはサービス関連産業等も含めまして、そうした誘致などを含む産業振興施策の展開によりまして、第2次、第3次合わせまして3,200人ほどの新規雇用を創出すると、さらに家族等を含めると全体といたしまして4,800人の社会増を政策的な努力によって達成すると見込みまして、平成27年の新市の人口を先ほど申し上げました国の推計人口に4,800人を足しまして14万6,000人ということにいたしましたものでございます。

次に、年齢別人口でありますけれども、これも人口問題研究所の年齢別の推計値が出されておまして、それに総人口で加えました4,800人のインパクト分をこれまでの国勢調査の結果を参考にいたしまして、それぞれ振分けをしたものでございます。一定の計算を行っておりますが、平成27年には年少人口を1万8,700人、構成比12.8%、それから生産年齢人口を8万5,400人、同じく58.5%、老年人口につきましては4万1,900人、同28.7%といたしまして、このような結果になったということでございまして、少子高齢化が一層進行することが見込まれる結果になったものでございます。

次に、右側の就業人口の欄でありますけれども、これにつきましても生産年齢人口をベースにこれまでの国勢調査結果によりまして推計いたしておりますけれども、就業人口につきましては人口の減少と若干の就業率の低下が見られておりますので、7万5,500人という就業人口と、それから平成12年に比べますと5%減少するというように見込んだものでございます。その内訳でありますけれども、第1次産業につきましては5,400人、構成比7.2%、第2次産業2万5,800人、34.2%、第3次産業4万4,300人、58.6%と産業のサービス化が一層進むという見通しにいたしております。

主要指標の最後でありますけれども、世帯数でございます。これにつきましては、平成27年には5万900世帯、1世帯当たり2.81人ということで、核家族化が一層進行するという推計をいたしている内容でございます。

以上が主要指標見通しの説明でございます。

次に、4枚目でございますが、新市のまちづくりビジョン4、新市の主要施策についてご説明を申し上げます。新市の主要施策につきましては、ビジョンに示しております基本目標を施策として具体化していくために整理をいたしましたものであります。この内容につきましては、これまで委員の皆さんから各専門小委員会でいろいろご議論をいただきました現状でありますとか課題の整理、あるいは施策の方向などの協議の結果を踏まえまして、いろいろ整理をさせていただいて素案として取りまとめたものでございます。

それでは、八つの施策の柱の順に従いまして、簡単に内容をご説明させていただきます

ます。

一つ目の美しく快適な南庄内らしい基盤整備であります。まずこの中では の適正な土地利用の推進という中では、新市全体の土地利用の方針を述べさせていただいておりますけれども、農山村漁村地域では生産と自然の調和した地域づくりを進め、これまでの特色ある振興策の継承、発展をしていくということでもありますほか、中心市街地、それから、駅前地区におきましては今後の整備の基本的な考え方をここで述べさせていただいているものでございます。

それから、2番目の交通関係でありますけれども、高速交通基盤の整備を進めることでもありますとか日本海国土軸の形成を図ること、そして国道、県道、市道の整備の推進や交通手段の確保などを行うとしているものでございます。

の生活環境関係でありますけれども、公園整備、河川改修や砂防施設整備、市民への住宅供給の促進でありますとか適切な開発指導、さらに上下水道の整備、農山漁村における生活基盤の整備、雪国における快適な環境づくり、こうした生活の向上につながる各種事業の推進という目標を掲げているものでございます。

の情報基盤関係でありますけれども、まず情報通信サービスにつきまして、平野部と山間部に格差が生じておりますことから、関係機関と連携をし、この格差是正を進めること、それから既存のケーブルテレビにつきましては、地上波のデジタル化に対応いたしました設備の更新を行うこと、そして市民活動や産業活動における情報化を推進することなどを内容としたものでございます。

次の2の研究と教育の知的基盤整備による新市の核づくりということでもありますけれども、 の学校教育の充実では、まず幼稚園と保育行政の連携推進などによる幼児教育の充実、家庭や地域と連携した特色ある学校づくり、児童生徒へのケア体制の充実、教職員の資質向上、学校の施設設備の整備、充実、完全給食の実施と地産地消による安全で地域色豊かな給食提供などを内容に盛り込んでいるものでございます。

の高等教育・研究機能の拡充でありますけれども、まず山形大学農学部、それから、鶴岡高専、慶應の先端研、公益大大学院など地域の高等教育機関を戦略的に活用して地域の発展を築いていくこと、バイオ産業の創出などのため、北部サイエンスパーク構想の推進でありますとか、産学官連携を促進すること、構造改革特区構想、バイオキャンパス特区を推進することをここに目標として整理して掲げているものでございます。

次の3の誇れる文化の継承・発展と交流の拡大でありますけれども、 の地域文化の振興におきましては、伝統芸能でありますとか生活文化の保存、継承、歴史的な町並みの保全、活用、地域の大切な歴史や文化を学習、研究する拠点づくり、芸術文化活動の振興を盛り込んだものでございます。

ページを開いていただきまして、 の自然環境の保全と活用ということでもありますけれども、農山漁村での新しい形の交流といたしまして、学習や研究、創作活動などの拠点づくりやプログラム開発、あるいは自然や農地などの多面的な価値の保全、そして自然を学びながら守り育てる市民の参加型活動の推進など、自然の保全と活用、両面の施策を展開することにいたしたいものでございます。

の国際交流関係では、姉妹都市交流を通じた市民の様々な交流の拡大でありますとか、異文化などの学習と草の根の国際交流の推進、国際都市としての基盤整備など

を盛り込んでおります。

次に、4の地域資源を高度に生かした新しい産業の創出であります。まずの農林水産業の振興におきましては、農業関係では集团的営農体制整備と担い手への農地利用集積、生産調整推進体制整備と水田畑地化の促進、良質米生産の推進、収益性の向上でありますとか、経営の多角化の促進、新たな生産、加工、販売戦略を生む研究開発の促進、環境保全型農業の推進、地産地消、食農教育などの推進、中山間地域の活性化の推進などを目標として掲げているものでございます。

また、林業関係であります。意欲的経営体への森林施策の集約でありますとか地域木材の利用拡大、それから特用林産物生産の拡大等加工品開発の推進を盛り込み、さらに水産業では水産資源の適正管理とつくり育てる漁業の推進、特産品や観光漁業の開発、担い手育成と漁村地域の活性化、アユなどの利活用による内水面漁業の振興などを掲げたものでございます。なお、農林水産関係全般にわたりまして、基本的な生産基盤については、その基盤整備を促進することもここに記しているものでございます。

次に、の商工業の振興でありますけれども、工業につきましては通信、精密加工などの成長産業の誘致、地元企業の企画開発型企業への移行促進、地域資源を高度に生かしたシルクや食品など地元産業の振興、慶應先端研の研究成果を基盤とした先端産業の集積、産学連携システム、起業化支援施設の整備、人材育成、異業種交流の促進などを行うこととし、商業分野では消費者ニーズに対応した魅力的な個店の育成、文化や観光を大切にした特色ある商店街づくりの推進、市民が主体となったコミュニティビジネスの育成などを盛り込み、雇用については新規学卒者、求職者への就業支援、能力開発、技術者育成などを行うことにいたしているものでございます。

の観光の振興でありますけれども、多様な地域資源を生かした旅行テーマの設定、もてなしの心の浸透などを通じて魅力ある観光地づくりを行うこと、都会ではできない体験型観光を推進すること、魅力ある温泉街づくり、風情や情緒が豊かな観光地づくりなどを推進すること、出羽三山の価値を国内外に発信しつつ観光機能の充実を図ること、地場産品等を観光資源として活用すること、こうした内容を目標としている掲げたものでございます。

もう一枚開いていただきまして、5のお互いが温かく支え合うコミュニティの再構築ということでもありますけれども、一つ目の良好なコミュニティの形成といたしまして、住民の日常的なコミュニティ活動を行う環境づくりに努めるほか、組織においても地域課題や住民ニーズに的確に対応できるよう強化をしまいるということにいたしております。また、地域のコミュニティ活動の拠点施設整備のことにつきましても、それを推進するということと地域の自主的な防災組織の育成にも努めるということにいたしているものでございます。

6の安心できる健康と福祉、子育ての環境づくりということでもあります。まずの健康づくりの推進と医療の充実であります。この中では、生活習慣病の予防でありますとか健康診査事業の推進ということを促進いたしたいということでもありますし、また大学等との連携の下、科学的な保健指導システムの整備でありますとか、住民パワーによる健康づくり活動を推進し、健康づくりの中核的な拠点施設の整備でありますとか、ネットワークの整備などによりまして、情報を活用いたしまして、そうした

システムを構築してまいりたいということでもあります。

それから、医療関係では医療機関等の連携を強化しながら効果的で効率的な地域医療体制の整備を行うほか、荘内病院につきましては地域の基幹病院といたしまして、サービスと医療水準の一層の向上を図るといたしております。

次の の地域福祉の充実でありますけれども、誰もが住み慣れた地域で生活が送れるように住民、関係機関等が一体となりまして、必要なサービスを提供する地域システムをつくること、中学校区単位を基本に総合的な相談と支援を行う拠点機能を整備することを目標として盛り込んでいるものでございます。

の高齢者福祉、障害者福祉の関係でありますけれども、まず介護予防などお年寄りの健康づくりを推進いたしまして、世代や地域を超えた交流が活発に行われる環境整備を行うほか、介護等が必要になっても安心して生活ができるように地域のケア体制を構築するとしております。また、障害者につきましては、地域社会の一員として自立した生活が送れるようバリアフリーのまちづくりなどを進め、社会参加活動を促進するほか、これも中学校区ごとに相談や支援の拠点施設を配置し、地域生活支援体制を構築することを目標といたしたものでございます。

の子育て環境の充実と男女共同参画社会の推進でありますけれども、まず保育施設の適正整備に努めながら、民間との連携を促進し、適切な保育サービスの提供を図ること、また子育て相談機能の充実や地域での子育て支援体制を整備し、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを行うということを掲げているものでございます。男女共同参画関係では、計画策定を進めまして、お互いの人権が尊重され、性別にかかわらず個性や能力が発揮できる地域社会を目指すということを盛り込んでいるものでございます。

次に、最後のページになりますけれども、7の安全の地域づくりと資源循環型社会の実現でありますけれども、 の防災、消防などの安全な地域づくりでは、まず関係機関が一体となりまして、防災に取り組むため新市の防災計画を策定するとともに、全市を網羅した防災行政無線システムを構築することにいたしております。また、災害発生時への対応といたしまして、消防団を初め自主防災組織の充実、育成を行うほか、消防、防災拠点施設の整備を図ることにいたしております。救急医療関係では、医療機関との連携を強化し、高度な救命処置の提供を図るとともに、地域での応急手当の普及活動を行うことにいたしております。また、防犯に関しましては、警察等と連携をいたしました地域防犯体制を強化し、近年増加している身近な犯罪などの防止に努めてまいるということでもありますとか、交通安全に関しましては、市民と関係機関が一体となって安全教育の推進を行うというようにいたしているものでございます。さらに、地域の実情を踏まえた除雪体制におきまして、冬季の道路の安全確保を図ることにいたすものであります。

次に、 の循環型社会づくりの関係でありますけれども、地域特性を踏まえた環境基本計画を策定いたしまして、関係者が相互協力し、地域資源の保全などに努めるほか、地域の自然や農業、林業などを生かした資源エネルギーの活用を図ってまいりたいと、また自然公園などの保全、活用を促進することにいたしております。さらに、ごみの減量、再資源化の取り組みを推進しながら、リサイクルプラザを拠点といたしました環境教育の推進でありますとか、環境意識の高揚を図るということを目指して掲

げておるものでございます。

8の学習とスポーツで生き甲斐のある地域社会づくりでありますけれども、生涯学習の推進では、社会の変貌が著しい中、常に新しい社会への対応を図っていくというために、生涯学習のまちづくりを目指すということを目標にいたしまして、学習を通じて地域活動の活性化、産業、文化の振興につながる人づくりを進めるといたしております。また、学習の拠点施設といたしまして、図書館等の社会教育施設の拡充、整備を進めるものといたしているものでございます。

のスポーツ・レクリエーションの振興でありますけれども、まず総合型の地域スポーツクラブを創設、育成をいたしまして、日常的に気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指すことを基本にしながら、そのために施設の予約などについてのシステムの導入でありますとか、計画的な施設の整備などに取り組むことにいたしたいというものでございます。また、各地域の特色ある施設などを活用いたしまして、競技種目ごとの拠点化を進めながら、競技スポーツの振興を図ろうという内容を盛り込んでいるものでございます。

以上、少し長くなりまして恐縮ですが、ビジョンの理念、それから目標、新市の施策ということの建設計画に沿っての検討を進めさせていただいたものでございます。きょう申し上げました内容につきましては、合併協議会、それから専門小委員会であるところと皆様方からご意見をいただきまして、さらに検討を加えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○**富塚陽一会長** お聞きいただいた委員の皆様、説明者ご苦労様でした。ただ今概略の説明を申し上げましたが、前回お諮りをしたもののほかに、将来の主要指標と主要施策を新たにきょうご提案申し上げておりますので、何なりとご意見、ご質問、あるいは脱漏しているところもあるかもしれませんし、お気づきの点、どうぞご遠慮なくおっしゃっていただきたいと思えます。

急に言われてもわからないかもしれませんが、あるいは普段から心配をされている課題とかありましたらどうぞ、その辺はどこに入っているかというお尋ねでもよろしいですし、何なりとどうぞ。

○**大滝助太郎委員** ただ今新市の基本理念あるいは将来像といったものについて非常に詳しくご説明いただきましたけれども、それで一応新市の旗揚げはこれでするわけなんですけれども、これを具体的にどういうふうにして実行していくかということと、今実際各小委員会で検討しております相違点の調整というのは、非常に具体的な個々の問題点の調整作業に入っているわけなんですけど、実は基本理念あるいは将来像で掲げた考え方が果たして相違点の調整の段階ではどうなっているのかなという、非常に疑問を持つわけなんですけども、今回相違点の調整についての考え方といいますか、基本理念あるいは将来像との考え方ではどんなふう作業を進めようと考えているのか、この点についてひとつご説明をいただきたいと思えます。

○**富塚陽一会長** ちょっと会長答弁もあまり適当でないので、事務局まず今のご質問に対して答えてください。

○佐藤智志事務局次長 これから具体的にどう展開するのかという最初のご質問でございますけども、きょう新市の施策までとなっておりますけども、今後さらに合併協議会のほうに少し時間を頂きたいと思っておりますので、この施策に基づく主要な事業ということも盛り込んでまいりたいと思っておりますので、より具体的に新市の施策の流れと申しますか、政策目標も見えてくるのかなと思っておりますけども、そうしたことを盛り込みながら新市全体としての基本的な施策の方向ということを建設計画に盛り込みまして、それを新市において推進、努力していくということになるかと思っておりますので、その辺はもう少しいろいろご議論いただいて、よりこの建設計画というものを内容の濃いものにしていただきますように、また事務方としても努力してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、相違点の調整との関連でありますけども、もちろん新市のまちづくりのビジョンなり新市の方向を見据えて調整内容をいろいろ協議、検討させていただいておりますし、当然新市の理念、施策の方向というものを念頭に置いた個々の調整内容になっているというふうに理解をしておりますので、そのようなご理解でよろしくお願ひしたいと思います。

○富塚陽一会長 やや抽象的な答弁になりましたが、例えば大滝さん気になることとか、これはどうするとかというのがあれば、もっとありがたいんですが。

○大滝助太郎委員 それでは、具体的にお聞きしたいと思いますけれども、例えば健康づくり先進都市の形成というふうな題目があるわけなんですけども、しかし実際私これ小委員会部門違いますけども、いろいろ見ますとこの調整項目ではどうもそのテーマに沿った何か一つ二つ、やはり目玉商品があって、これには力を入れているぞという調整項目の中でも今までで最高のところに何点かあるというふうになれば、これは力を入れているなということがわかるんですが、この表現は大変立派ですけども、具体的にそういう個々の相違点の調整の項目を見ますとなかなか見えてこないというのが、新たな施策展開はあるんでしょうけども、しかし今現在行われている調整項目の中ではなかなかこれは力を入れているというふうに見えてこないような感じするんですが、まず具体的に一つ二つでいいですので、例えば今の福祉づくり先進都市の関係で調整項目ではこれには力を入れているのだということがあれば一つでも結構ですので、ひとつご説明をお願いします。

○白井宗雄健康福祉部会長 健康福祉部会の部会長の白井と申しますけれども、健康づくり先進都市の関係では、調整事業項目の中のほうに生活習慣病の予防事業というものも入っておりますし、その中で特に平成12年から今年度まで厚生労働省の指定を受けまして、生活習慣病のモデル事業というものを現在やっておりますので、そういう部分では全国の他都市と比べても鶴岡市の場合は健康づくりに関しましてはかなり先進的な取り組みをしておりますし、ちょっと調整事業のほうにはまだ見えていないんですけども、来年度から3か年厚生労働省の生活習慣病予防のためのヘルスアップ事業というモデル事業の3か年の指定も受けていまして、そういう中でまさしく鶴岡の

現在の健康づくりの取り組みは全国他都市の見本となるような取り組みをやっているということで、調整事業のほうには若干まだ見えていない部分もありますけども、取り組みはかなり進んだものを東京大学のご指導もいただきながらやっているという状況にありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○大滝助太郎委員 それでは、今完全に見えていない部分が多いというふうなことでございますので、私はまずビジョンなり将来像というものがせっかく立派なものをつくっても、これは空念仏で終わってしまっはせっかくのものが台なしになりますので、具体的な点をやっぱりその段取りを見えるような格好で住民の皆さんに示していただきたいというふうに思います。最近特に住民の方々が心配しているのは、合併になればそれなりのいろんな点が、やはりいい点が出てくるのでないかというふうな期待感もあるわけなんですけど、実際個々の作業に入っているとサービスがよくなる部分よりは非常に厳しい点が多く見えてくる点があるもんだから、せっかく合併を進めている中で具体的な点でいろいろ心配されている点が多々あるので、むしろその中でもやはり新しくこれには力を入れてやっているんだということをこれから見えるような形で、ひとつ具体的に表していただきたいというふうなことを要望して終わります。

○富塚陽一会長 ありがとうございます。ここの抽象的な表現を具体的にやれというご指示をいただいたということで、事務局も心して具体的な検討をしてもらえればと。いろいろこれから調整点で調整するものと、まだ具体的な施策になっていないもので、これしたほうがいいというような表現とかも混ざってあると思いますので、なおこれも少し力入れて頑張れというご指摘があれば、それはおっしゃっていただければ、合併なったときにそこでさらにいい施策として詰めていくということで、特に注意あったという点で重点的にされるんじゃないかと思いますので、その点で今ご指摘いただいて誠にありがとうございました。

そのようなことで、もしまた何かありましたら、どうぞ。表現などいろいろ趣味もあるものだから、どうでもいいわけでないんだけども、要するに何をしなければならぬかと、これだけは気になるというようなことなんかもどんどん...

○菅原 元委員 櫛引の菅原です。それで、8番の学習とスポーツで生き甲斐のある地域社会づくりの中で、スポーツ・レクリエーションの振興とありますけども、その中で種目ごとの拠点化を進めながら競技スポーツの振興を図りますということが載っておりますけども、種目ごとの拠点化ということは、例えば櫛引はサッカーがまず盛んだからサッカーとか、あるいは鶴岡はこうでありますよとか、そういう関係での文言なのかどうか、その点1点。

それから、最初に戻って、美しく快適な南庄内らしい基盤整備の中で、地域指定制度ということが掲載をされておりますけども、具体的に地域指定制度とはどんな内容なのかをお聞きしたいと思います。

○村田久忠教育部会長 教育部会の部会長の村田ですが、最初のスポーツ施設の拠点化についてでございますけども、合併ありますと57の体育施設がございますけども、

それぞれの体育館につきましてもこれまでも特徴ある活動をしてきたところもあるわけでありまして、体育館に同じ施設、用具等を備えていくということになりますと、やはりかなりむだも出てくるというようなことから、体育館にそれぞれ少し特徴を加えながら有効活用をしていこうという、それを競技力向上等にもつなげていこうというような考え方でございます。

○**佐藤智志事務局次長** それから、最初の適正な土地利用のところの地域指定制度のご質問でございますけども、これは既に現在各市町村がそれぞれ山村振興法でありますとか過疎法でありますとか辺地でありますとか、それから特別豪雪地帯でありますとか、いろいろ地域指定を受けながら特色ある地域づくりを進めているわけでありますので、それをさらに継承、発展させようという趣旨での記載でございます。

○**富塚陽一会長** 菅原さん、どうでしょうか、いいですか。もしご所見ありましたら、またどうぞ。

○**菅原 元委員** スポーツ施設の関係では、今それぞれこの市町村でも種目ごと、一つの施設で日常、活動しているわけですけども、やはりそういう設備というものはある程度それぞれの施設に配置をして、やっぱり住民が誰でも気軽に利用しやすいような、そういう施設であるべきだと思いますし、確かに拠点化をして例えばバスケットボールであれば、そこに行けば充実したものがあるということでありましようが、やはり誰もが気軽に参加できるようなシステムにしていく必要があるのではないかなと思います。以上です。

○**富塚陽一会長** これからは、なお具体的な中身を検討されるんでしょうから、今のご意見は機能も複合的な機能ということなんでしょうし、地域の方々のこととか専門のところとか、うまく調整して両方うまくいくようにということだと思います。よく検討してください。

いいですか、そんなことで。

○**菅原 元委員** はい。

○**富塚陽一会長** あと関係法令はこれからも出てくると思いますし、どんどん使っていかなば銭もなくなってきたもんだから、そういうのを使わないとなかなかですので、そういう趣旨と思います。

どうぞ何なりと。まだ時間はありますけども、どうぞこれからもご検討いただいて、ただ今のようなお話もありましたし、その他あと大きい項目で抜けているところないかななんて感じもするんですけども、抜けているところがあればここ抜けているというふうにおっしゃっていただければと思いますが。

○**齋藤 久委員** 新市まちづくりのビジョンということで、基本理念に基づいて新市の将来像を述べております。そのまたさらに具体的な主要施策ということで載っており

ますが、きょう初めていただいた人口などの指標の見通しと同時に、これら主要施策を具体的にやるには財源が必要でありますので、財政フレームをどの程度に押さえ、行政執行していくかという財政計画を立ててもいいのではないかと思います、その財政計画はいつごろ合併協議会に出てくるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○**富塚陽一会長** 法律で求められていますので、いずれつくるのだけれども、どうですか、財政計画。

○**佐藤智志事務局次長** 財政計画ですけれども、建設計画の一つの構成要素となっておりますので、これは合併協議会にお示しをしていくこととなります。今各市町村とも新年度の予算編成が進んでおりますので、その結果を踏まえまして、財政分科会のほうで検討に入るといってしておりますが、事務的にはいろいろ準備入っておりますけれども、何とか今月中には作成をして以降合併協議会のほうにお示しするようにしていきたいと思っておりますので、その時点でいろいろとご指導賜りたいと思っております。

○**富塚陽一会長** いいですか。来年度のフレームも大体わかってきたと思っておりますので、それを見てということだと思いますので、そんなことでご了承いただきたいと思いません。

ほかにどうぞ。

なければ、またきょうでこれで打ち切りということではなくて、専門小委員会にお諮りをして、さらに検討を深めていただきますし、専門小委員会では一応今月ぐらいに見てもらって、そしてまた協議会で議論していただいて、まず年度内にまとめていただければという、そういう説明でした。というような事務局の考え方ですが、もちろん審議の過程によって多少の弾力的な短縮、時期の変化はあると思っておりますが、よろしいでしょうか、そういうようなことで取扱って。

(「はい。」という声あり)

○**富塚陽一会長** じゃ専門小委員会に諮らせていただいて、さらにまた協議会でも引き続きご討議いただくということで、取り計らいにつきましては事務局からお願い申し上げている線でご了承いただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

(2) 相違点の調整について

ア 一部事務組合等の取扱いについて

イ 第三セクターの取扱いについて

ウ 土地開発公社等の取扱いについて

○**富塚陽一会長** それでは、次に進みます。相違点の調整について、これはアからウまで一括してお願いします。

○**石塚治人事務局総務課長** 合併協議会事務局の石塚でございます。私のほうから一部事務組合等の取扱い、第三セクターの取扱いについて、土地開発公社等の取扱いにつ

いてと、三つの資料に基づきましてご説明をさせていただきます。本日この三つのものにつきまして、合併後の取扱いというようなことでお諮りをさせていただくというものでございます。

まず、表題が一部事務組合等の取扱いと書いてあります資料をご覧くださいと思います。まず、一部事務組合ということなんですが、複数の市町村が事務の一部を共同処理するために設置する特別地方公共団体、これが一部事務組合でございますけれども、合併協議の中では庄内南部の市町村が加入しております一部事務組合、これの取扱いについてご協議をいただくということでもあります。

最初に、一番上の丸でありますけれども、構成市町村が庄内南部の市町村に限られる一部事務組合ということでございますけれども、7市町村全部で構成する一部事務組合といたしましては、廃棄物の処理業務を行っております鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合と消防と救急の業務を行っております鶴岡地区消防事務組合がございます。それと、その下にありますけれども、藤島町と三川町で構成しまして、両町での上水道事業を行っております月山水道企業団がございます。これら三つの組合の取扱いにつきましては、右の欄にありますように合併の日の前日をもって解散し、合併の日に至るすべての事務事業及び財産を新市に引き継ぐとするものでございます。

次に、構成市町村が庄内南部市町村以外を含む一部事務組合でございますが、上段のうち上から三つの組合は県内の市町村で構成しているものでございまして、山形県消防補償等組合、これは消防団員の公務災害補償等を行っている組合でございますし、山形県自治会館管理組合、これは山形市のほうに共同設置しております自治会館を管理する組合、また山形縣市町村職員退職手当組合、これは職員の退職手当の支給事務等を行う組合でございます。その下の庄内広域行政組合、これは庄内の14市町村で構成しております、広域行政圏計画の策定だとか青果物の卸売市場、また食肉流通施設、そういった施設の運営を行っている組合でございます。これらの四つの組合の取扱いにつきましては、合併日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとしてございます。

次に、中段の山形縣市町村交通災害共済組合でございます。この組合には、鶴岡市以外の6町村が加入しております。鶴岡市は独自で交通災害共済事業を行っているということでありますけれども、そういった違いもございまして、なおこの組合との協議が必要といったようなことでもありますので、また後日追って取扱いについてはお諮りをさせていただきたいということでございます。

その下の東田川郡町村組合は、鶴岡市と温海町を除く庄内南部地区の5町村、それと立川町、余目町で構成しております育英事業等を行っている組合でございます。この取扱いにつきましては、合併まで合併後の存続体制について組合で検討、決定するものとしてございます。

次に、協議会でございます。複数の市町村が事務の一部を共同して管理、執行するために設置する地方自治法に基づく協議会でございます。上段の庄内視聴覚教育協議会でございますけれども、庄内14市町村で構成しまして、視聴覚ライブラリーの設置だとか運営、視聴覚教材の共同購入を行っている協議会ということでございますけれども、その取扱いにつきましては、合併日の前日をもって当該協議会から脱退しまして、新市において合併の日に協議会に加入するといったものでございます。

その下の庄内南部地区合併協議会、この協議会でございますけれども、これもこの地方自治法上の協議会に当たるといったものでございますけれども、当然ながら合併の日の前日までに廃止するといったものでございます。

次に、2ページをお開き願います。今度は機関等の共同設置でございます。複数の市町村が共同して附属機関、審議会とか審査会とかでございますけれども、そういったものを設置する場合に地方自治法に基づく共同設置ということになるわけでありまして、そこにあります庄内南地区介護認定審査会、鶴岡市以外の6町村で共同設置しているといったものでございます。この審査会の取扱いにつきましては、そこにありますように合併の日の前日をもって解散しまして、合併の日にすべての事務事業及び財産を新市に引き継ぐとするものでございます。

中段から下のところでありますけれども、最後に一部事務組合の職員の取扱いといったことでございます。先ほど申し上げました1ページの最初のほうに出てまいります庄内南部地区の7市町村だけで構成します事務組合でございます。下のほうの表に鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合、また消防事務組合、月山水道と載せておりますけれども、そういったところに職員が配置されております。そういった職員にかかわることでございます。その取扱いにつきましては、合併することにより一部事務組合の構成団体が1市になった場合は、市町村間での共同処理事務がなくなり、一部事務組合は解散することとなりますので、一部事務組合の職員は合併の前日に身分を失うこととなります。このため一部事務組合の職員を合併市の職員として合併日に任命するとするものでございます。

一部事務組合等の取扱いにつきましては、以上でございます。

それで、次に第三セクターの取扱いというものをまた机の上にお出しいただきたいと思えます。第三セクターにつきましては、法的な定義はございませんけれども、一般的には国や地方公共団体の公共部門、これを第一セクターと呼んでおります。これと、また第二セクターと呼んでおります民間部門、その二つの共同出資で設立された事業主体を第三セクターと一般的には呼んでいるものでございます。

まず、冒頭のところで、合併後の第三セクターの取扱いについて記載しております。第三セクターについては、当面従来どおりとするが、新市においてそれぞれの成り立ち、背景などを踏まえながらも社会経済情勢の変化等を見据え、改めて設置の意義や業務の公共性、行政が関与する必要性などの視点から類似業務を行うものの統廃合、組織機構及び公的支援の見直し、民営化等の運営の改善、合理化に努める。特に第三セクターに対する公の施設の管理委託については、地方自治法の改正による指定管理者制度の活用を積極的に検討する。なお、出資金は新市に引き継ぐものとし、株主の名義変更等については合併後に所定の手続をとるとするものでございます。

なお、米印でその下に小さ目の字で記載しておりますけれども、公共施設の管理委託先は従来公共的団体と自治体が50%以上出資している法人に限定されていたことがございましたけれども、自治法の改正によりましてこういった限定がなくなりまして、自治体が指定するものに管理を委託できるようになっております。これが指定管理者制度というものでございます。

その下のほうに各市町村の第三セクターの一覧を掲載しております。この資料では、代表者が市町村長である、あるいは助役であるといったようなものと、また7市町村

の出資割合が50%以上であるもの、そういったものを合わせて16の第三セクターにつきまして概要を記載してございます。見てみますと公共施設等の管理運営、またそれに関連した事業の実施を主要な業務とする第三セクター、これはいずれの市町村とも持っているといったようなことでございます。鶴岡市では赤川スポーツランドや出羽庄内国際交流財団、藤島町のふじの里振興、羽黒町のゆぽか、櫛引町のくしびきふるさと振興公社、三川町のみかわ振興公社、朝日村の月山あさひ博物村、温海町のクアポリス温海、鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合の鶴岡地区クリーン公社、そういったものがこういったものに当たるものでございます。

また、鶴岡市では、これは各市町村の出資でもあるわけですが、庄内地域産業振興センター、庄内文化財保存会、出羽庄内国際交流財団、また藤島町の藤島町文化スポーツ事業団、羽黒町の月山畜産振興公社、朝日村の湯殿山観光開発公社など施策的な目的達成を目指して事業実施の役割も持っている、そういった第三セクターも設置されております。

冒頭取扱いを申し上げましたけれども、それぞれの成り立ち等を踏まえつつも民間の活力や手法の導入といった第三セクターの意義が生かせるよう検討していかなければならないというふうに考えております。

第三セクターにつきましては、以上でございます。

三つ目が土地開発公社等の取扱いについてということでございます。まず、1が土地開発公社ということでございます。最初に取扱いを記載しております。土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立される特別法人であり、土地開発公社の業務である土地の取得、管理、処分等は総合的、一体的に処理することが望ましいことから、1地方公共団体1公社が原則である。このことから、新市の土地開発公社については、5町にある土地開発公社を統廃合し、1公社とするものでございます。

表にありますように、7市町村のうちでは藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、温海町の5町に土地開発公社がございます。いずれも理事長は助役が務めておりまして、出資割合も100%、また主な業務も一様に公共用地等の取得、管理、処分ということでございます。なお書きということで、表の下にありますように土地開発公社の統廃合につきましては、二つの方法がございます。まず、(1)のほうの五つのうち4町の土地開発公社を解散しまして、残り1町の土地開発公社を新市の土地開発公社にするといった方法と、(2)のほうで5町の土地開発公社をすべて解散しまして、新しく新市の土地開発公社を設立するという方法の二つでございます。これは、いずれかを採るかといったことは合併までに検討するというものでございます。

ページをまたお開きいただきまして、2の開発公社でございます。また、これも取扱いを最初のほうに記載しております。開発公社は、土地開発公社と同様の土地の取得、管理、処分等の業務以外に施設の管理及び事業の運営等の業務を行っている。開発公社については、当面従来どおり存続することとし、新市において土地開発公社との業務の整理について検討するとするものでございます。

表にありますように、鶴岡市に財団法人の開発公社がございます。理事長は助役、出資割合は100%ということで、公共用地等の取得、管理、財産、こういったことのほかに鶴岡市の公共施設の管理及び事業運営、こういったものも業務としていると

いうことでございます。

以上、2種類の公社の取扱いということで、合併時におきましては土地開発公社と財団法人の開発公社が併存するということになるものでございます。

以上、三つの議題につきまして一括してご説明いたしましたが、きょうこの場の合併協議会でのご協議のほかに、この後の専門小委員会から一部事務組合等の取扱いと第三セクターの取扱い、この二つにつきましては各分野ごとに三つの専門小委員会でもご協議をいただきたいというふうに思います。あと最後の土地開発公社、こちらにつきましては第一小委員会のほうでご協議をいただきたいというふうに思っております。その他進めていただいております事務事業の調整とも併せまして、今月中に取りまとめをしてまいりたいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○宮塚陽一会長 説明ご苦労様。これからご質問やご意見いただくわけですが、その前にちょっと事務局から今話したかもしれないけども、相違点の調整はこの項目だけでなく、もっと重大なのがいっぱいあるよね。どういうふうに処理されますか。さっき大滝さんの話にもあったように、これから大物いっぱいあるよね。どうなりますか、事務局、これからの予定。

○石塚治人事務局総務課長 1月の27日から個別の事務事業ということで、各専門小委員会のほうで調整を進めていただいております。きょうもこの後また行っていただくわけでありまして。その際、未掲載事項というような出し方をさせていただいておりますけれども、一部事務組合、第三セクター、土地開発公社、こういったものも未掲載ということでさせていただいておりますけれども、まずきょう出させていただきました。その他、組織の関係、また職員の身分の関係、また1月18日の協議会でこの場でさらにご意見、ご指示のありました審議会等の関係、そういったものもまた次回以降のところでお諮りをさせていただきたいというふうに思います。そういったものも含めまして、まず今月いっぱい、3月の中旬ぐらいになりますでしょうか、3月7日に協議会も予定しておりますけれども、そのあたりのところで一たんまとめてまいりたいというふうに考えております。

○宮塚陽一会長 協議会として十分協議できるようにしてください。専門部会では十分やっておられるんですが、全体会でよく協議してもらえるように取り計らってください。

それから、この三つの項目についての特に審議、論議する視点を教えてください。何について特にご意見をいただければいいのか、これは大体法令に従ってそれなりに決まっているような感じもするので、ある意味では当たり前みただけでも、それをここで何か特に、土地開発公社なんかの話はあったけども、どういう点でご意見を出していただければいいのか、お願いをしてください。

○石塚治人事務局総務課長 それでは、まず一部事務組合の関係でありますけれども、基本的なところは私ども事務レベル的に申し上げますと、申し上げた以外あまり法律

的なところも動くところはないかなと思っています。まず、7市町村の中でできているものにつきましては、新市の中に平たい言葉で言えば吸収されていくということになると思いますし、それ以外の市町村と構成されている事務組合については新たに加入するといったことでありますので、そのあたりをご確認いただくということになるかと思えます。

次の第三セクターのところは、ここに書いてありますように非常に様々な第三セクターがございますし、それなりにそれぞれがまた課題等を持っているかというふうにも思っております。なかなか私どもとしては、統廃合とかそういったものも一気に難しいなというふうには思っておりますけれども、やはり第三セクターの見直しといったところは十分検討しなきゃいけない、真剣に取り組まなきゃいけないというところでも考えておりますので、ぜひそういった方向性といったようなところにも委員の皆様のお考え、ご意見を頂きたいというふうに思っております。

あと最後の土地開発公社につきましては、これもどちらかというと手続的なところでございます。一つにせざるを得ない、一つにしてもいいよというようなところをご確認いただいた上で、平成16年度中に実際の事務手続のところを進めさせていただくというようなことになろうかと思えますけれども、やはり土地開発公社自体も各町村若干違いもございますので、それぞれの自治体の中でご覧になっているようなところでご意見等いただければというふうに思っております。

○富塚陽一会長 やや出すぎましたけども、いくつかご意見をいただく観点について説明してもらいました。どうぞご遠慮なくご質問、ご意見をお出してください。

温海の町長さん、何かないですか。

○佐藤正明委員 それでは、先ほど運営小委員会でも申し上げましたけれども、特に第三セクターの取扱いについて事務局の方ほうでそれぞれ課題、困難性というものも十分承知しているわけでありましてけれども、しかし合併に当たって難しければ難しいほど、今どういう方向性に持っていったらということまではいけなしかもしれませんが、ある程度の考え方というのを示す責任も特に私ども首長なんかにはあると思っておりますし、ややもすればこれから難しいという状況の中で、このまま合併してから10年あるいはそれ以上たっても、これまた大変な状態になるかなと思っておりますので、第三者機関、専門のそういったコンサル等々にもお願いをしながら経営診断なり、あるいは方向性なりを定めてはどうかなということ先ほども申し上げたところです。

○富塚陽一会長 ありがとうございます。大変重要なお指摘でございますので、とりわけ財政事情も非常に厳しいので、一刻も猶予できないような状況にも追い込まれつつあるし、合併する前に三セクについても各々検討する必要があるような感じもいたしますので、今のご指摘はごもっともと思いますが、我々市町村長の問題だけでも、ありがとうございます。

ほかにどうぞ。

○大滝助太郎委員 ただ今説明された問題以外で恐縮ですけれども、ひとつお願いします。

庄内の12市町村で組織されております町村会あるいは町村議連会があるんですけども、これはこのまな板に載るのかどうかは別としても、現在庄内の南部、北部あるいは中央ということで、これが新市にもしなるとすれば一つが残るか、あるいはその組織そのものが消滅するということになるわけなんですけども、ただここにも職員がおるわけなんで、そうしますとその処理といいますか、その方々のこともありますので、ここの合併協議会とは関係がないのでここに載ってこないのか、これからいろいろ問題点があれば載るのか、そういう職員との絡みの中でどんなふう to それを考えられるのか、これを検討しようとしているのか、ひとつお聞きしたいと思います。

○富塚陽一会長 事務局、何か気がついてますか。

○石塚治人事務局総務課長 特別合併協議事項ということではないだろうと思っております。事務局としては話がある場合もあるんですけども、やはりどちらかといいますときょう委員の方々の中にも議長さんいらっしゃいますし、また町村長さんいらっしゃいます。それぞれの会の中でご協議いただく問題かと思っております。向こうのほうの事務局の職員が合併協議の状態はどうなっているといったような情報収集というようなことでの話し合いはありますけれども、今大滝委員さんおっしゃったようなところは、私どものところではちょっといたし方ない課題かなというふうに思っております。

○富塚陽一会長 それでも事務方で、その組織の事務方のほうにこういうご指摘あったからと伝えてください、検討はいずれしなければならないと思うから。一応きょうはご指摘いただいたことで、そのように事務的に、もちろん議長さん、町村長さんもご協議いただかねばならないわけですけども、事務的に少し手続とかいろいろあると思いますから、検討するように連絡しておきます。ありがとうございました。

あと何かございますか。

○富塚陽一会長 なければ、本当に大変この機構はこれから容易でないなと思うことありますので、先ほど温海町長さんのご指摘にありますように行政としても頑張らねばならないと思っています。なければ専門小委員会のほうにまたご審議をお願いすることにして、調整課題もそのうち出すのだろう、その他もろもろ。3月まで協議会ではないのか、中間的に何か話...

○石塚治人事務局総務課長 小委員会のほうでまとまった時点で、全体会のほうに上げてまいります。多分第一小委員会と第三小委員会のほうは、個別の事務事業調整はきょうあたりで終了するんじゃないかなという見通しも立てておりますので、まとまったものを全体会のほうに順次上げてまいりたいというふうに思っています。

○富塚陽一会長 結局調整の観点のご意見が非常に重要だと思いますので、それは広く

ご意見を聞いたほうがいいと思いますから、なるべくそうしてください。

ほかに何かございましたら。

では、この3項目はそれぞれ専門小委員会にまた検討をお願いすることにしてよろしゅうございますでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**富塚陽一会長** そういうことでやらせていただきたいと思います。

(3) その他

○**富塚陽一会長** その他に入りますが、事務局何かありますか。

○**佐藤智志事務局次長** 特別ございません。

○**富塚陽一会長** それでは、大変僭越ではございますが、議会議員の定数小委員会をおやりになったというようにお聞きしていますが、きょうもしお漏らしいただければ、ちょっとお聞きしたいと思います。中間報告かもしれませんが、何かありましたらどうぞ。

○**榎本政規議会議員定数等検討小委員会委員長** 議会議員定数等検討小委員会の委員長をしております鶴岡市議会の榎本です。

きょう第10回の議員定数等検討小委員会をこの場所で午前9時半から行いました。第9回の議員定数等検討小委員会の中でも定数特例で選挙区設置ということで検討してまいりましたが、1町だけまだきちとした定数が出なかったものですから、持ち帰りをいただいて本日まで議会の集約をお願いしてきたところです。1市5町1村すべて定数特例をした場合の定数が出そろったところではありますが、なかなか一つの数字にまとまることができませんでした。定数特例を適用するという事は、議員の激減緩和策としてどうしても旧市町村単位に議員の定数を設置していただきたいという意見集約の基に進んでまいったわけですが、34名を人口比で割りますと、町村名言って悪いんですけども、朝日村さんが議員定数1になると、1ではいくら何でも首長さんを選ぶのと同じような形になるということから、朝日村さんを2にして、その他の市町の定数をどうするかということを鋭意検討してまいりました。なかなか最終的にまとまらなかったものですから、本日各市町村の意見を参考にしまして、委員長の独断で委員長提案をさせていただきました。委員長提案としては、構成市町村1市5町1村あるんですけども、これを平等均等割を1とすると、その上に原則の34人を人口で割った場合の各市町村の数を足して定数特例の総定数とすると、その数字は1市5町1村、7プラス34で、トータル41名で選挙区選挙をするということで、各市町村議会に持ち帰りをいただいて、次回2月の16日まで意見集約をして最終的に議員の定数を取りまとめていきたいということで、各市町村議会の皆様をお願いしております。

当初は12月定例会前までということの回答でしたが、1月中旬まで一度延ばさせ

ていただきましたし、1月の18日にも再度2月の下旬までということで、皆さんからご了解を得ておりますので、何としても私ども議員定数を議会自らが定めてまいりたいということで、委員長提案をさせていただいて、次回あるいは今月の最終になります2月の27日に法定協の委員の皆様には提示をしてまいりたいと思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。中間答申とさせていただきます。

○**宮塚陽一会長** ありがとうございます。非常に詰めていただいたようで、感謝申し上げます。

そのほか何かないでしょうか。その割に詰まっていないのが市の名前だなんて怒られそうだけでも、それらも含めまして何なりとご提案、ご意見ありましたらご遠慮なくどうぞ。

○**宮塚陽一会長** 何もないようでございますので、これからもいろいろ課題残っていますので、ご遠慮なくご発言いただいただければと思いますが、それではきょうはこの協議会、これで閉じさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**宮塚陽一会長** ありがとうございます。
それでは、事務局どうぞ。

○**石塚治人事務局総務課長** 事務連絡をさせていただきます。

引き続きの会議で恐縮でございますけれども、専門小委員会を2時半からということで始めさせていただきたいと思います。場所が、第一小委員会はここの2階になります。第二小委員会が玄関から出ていただきまして、左隣の女性センターという建物の2階になります。第三小委員会もこの2階ということでございますので、2時半からの開始ということでよろしく願いいたします。

4 閉 会(午後2時16分)

○**石塚治人事務局総務課長** それでは、本日の協議会、以上をもちまして終了とさせていただきます。大変ありがとうございました。